

1. 水質測定の実施内容

1. 測定期間

令和5年4月～令和6年3月

2. 測定地点

測定地点図は次頁のとおり

河川水質調査 64地点

海域水質調査 39地点

3. 測定項目

(1) 生活環境項目（一般項目）

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(S S)、大腸菌数、ノルマルヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

(2) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 特殊項目

銅

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

(5) その他の項目

トリハロメタン生成能、塩化物イオン、クロロフィルa、陰イオン界面活性剤(MBAS)、アンモニア性窒素、全有機性窒素、磷酸態リン、濁度、電気伝導率、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、有機態炭素、溶解性BOD、2-メチルイソボルネオール、ジオスミン、強熱減量(VSS)、糞便性大腸菌群数、ATU-BOD

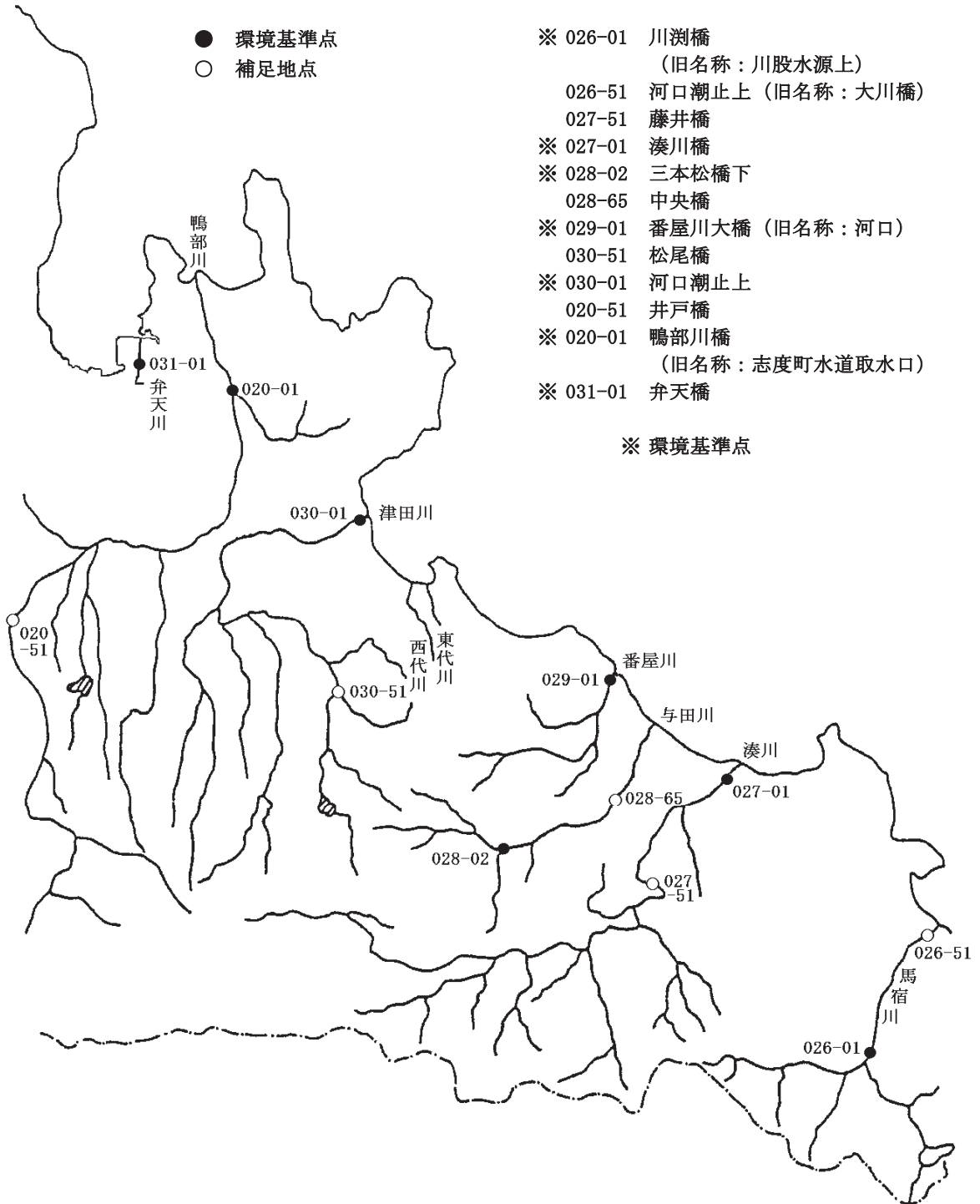
4. 採水・測定機関

県環境管理課、県環境保健研究センター、県小豆総合事務所、高松市環境指導課、国土交通省四国地方整備局、(一社)香川県薬剤師会検査センター、シコク分析センター(株)、その他民間検査機関

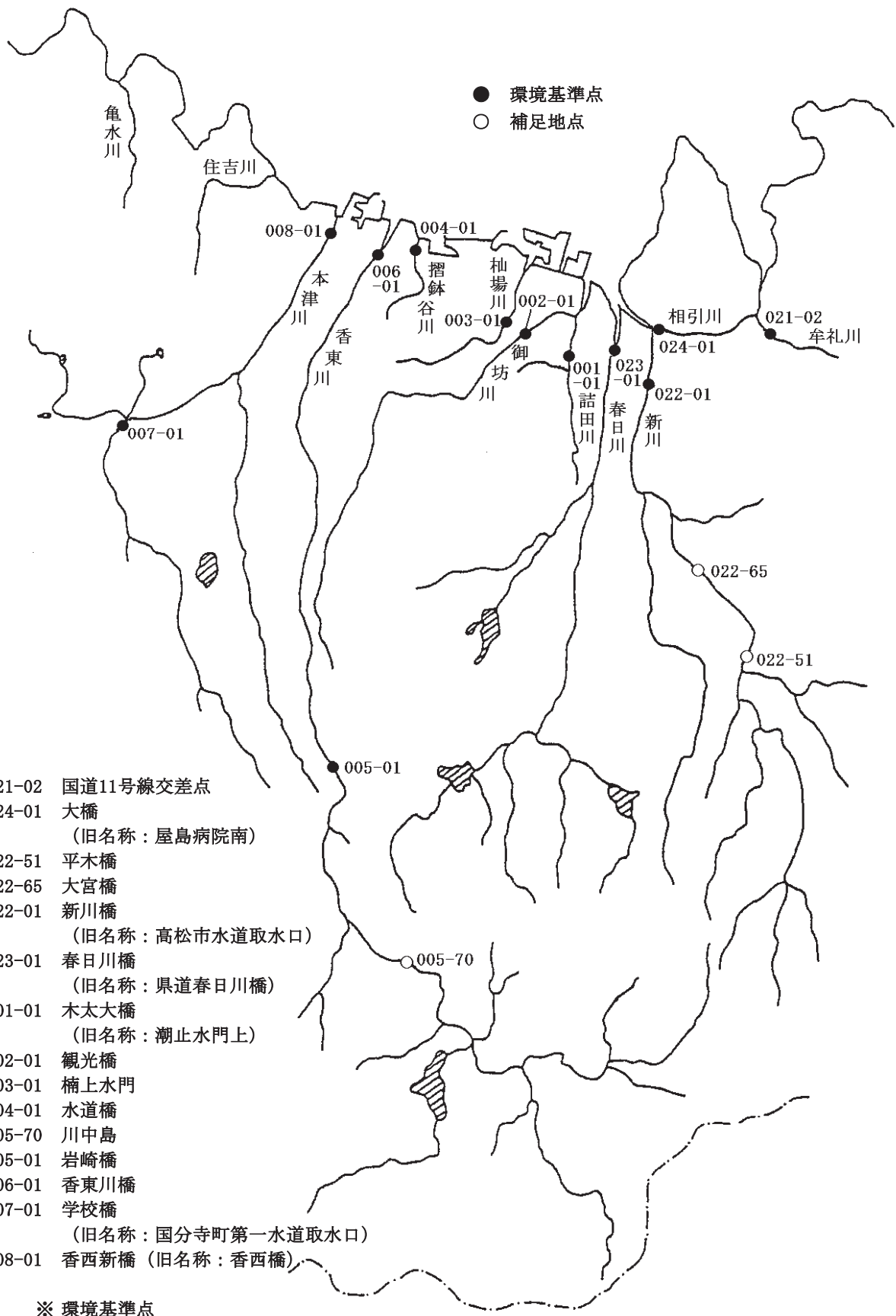
5. 分析方法

生活環境項目及び健康項目については、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号)の測定方法の欄に掲げるとおりとし、その他の項目については、別に定める方法によるものとする。

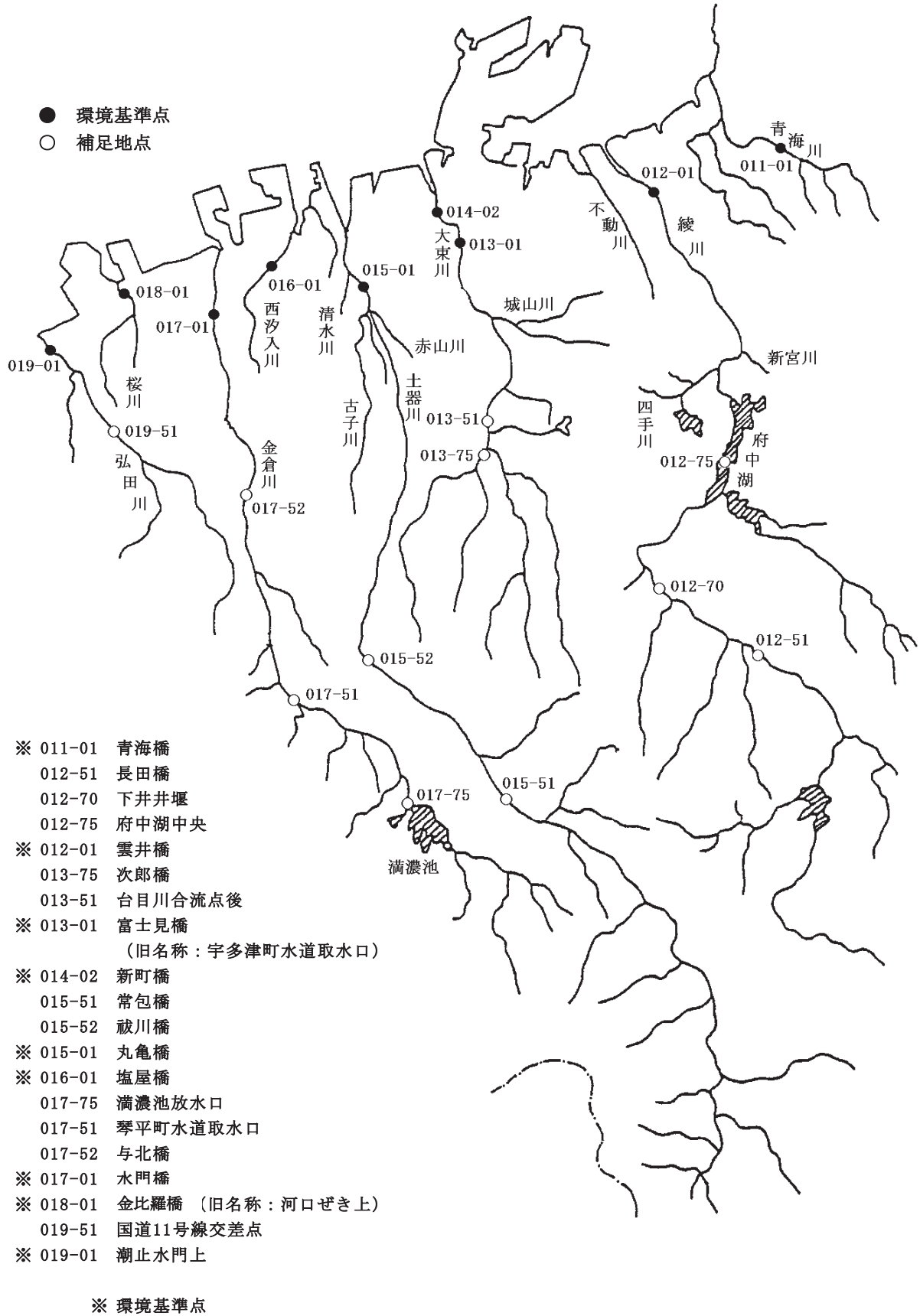
東讃地区河川水質測定地点図



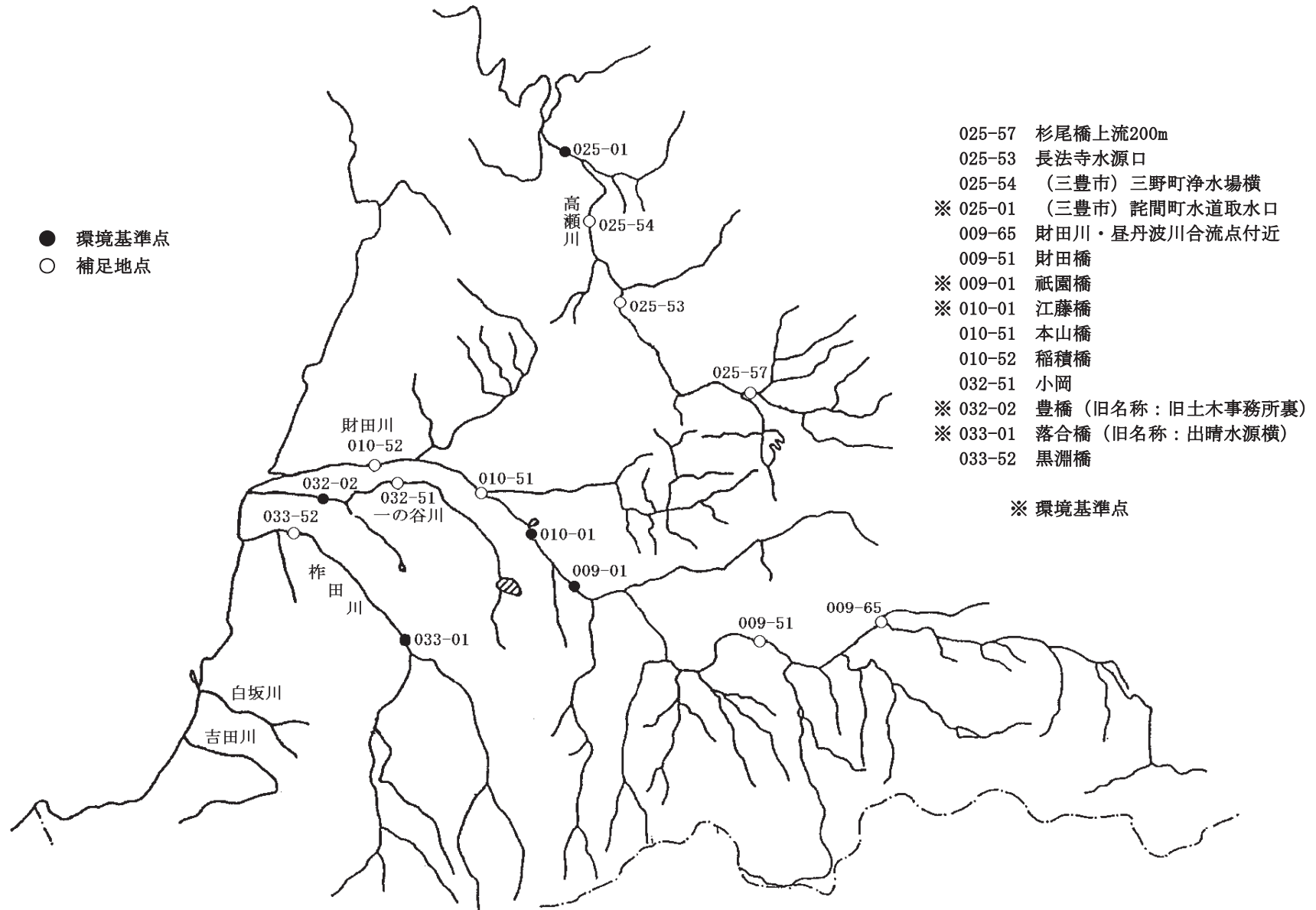
高松地区河川水質測定地点図



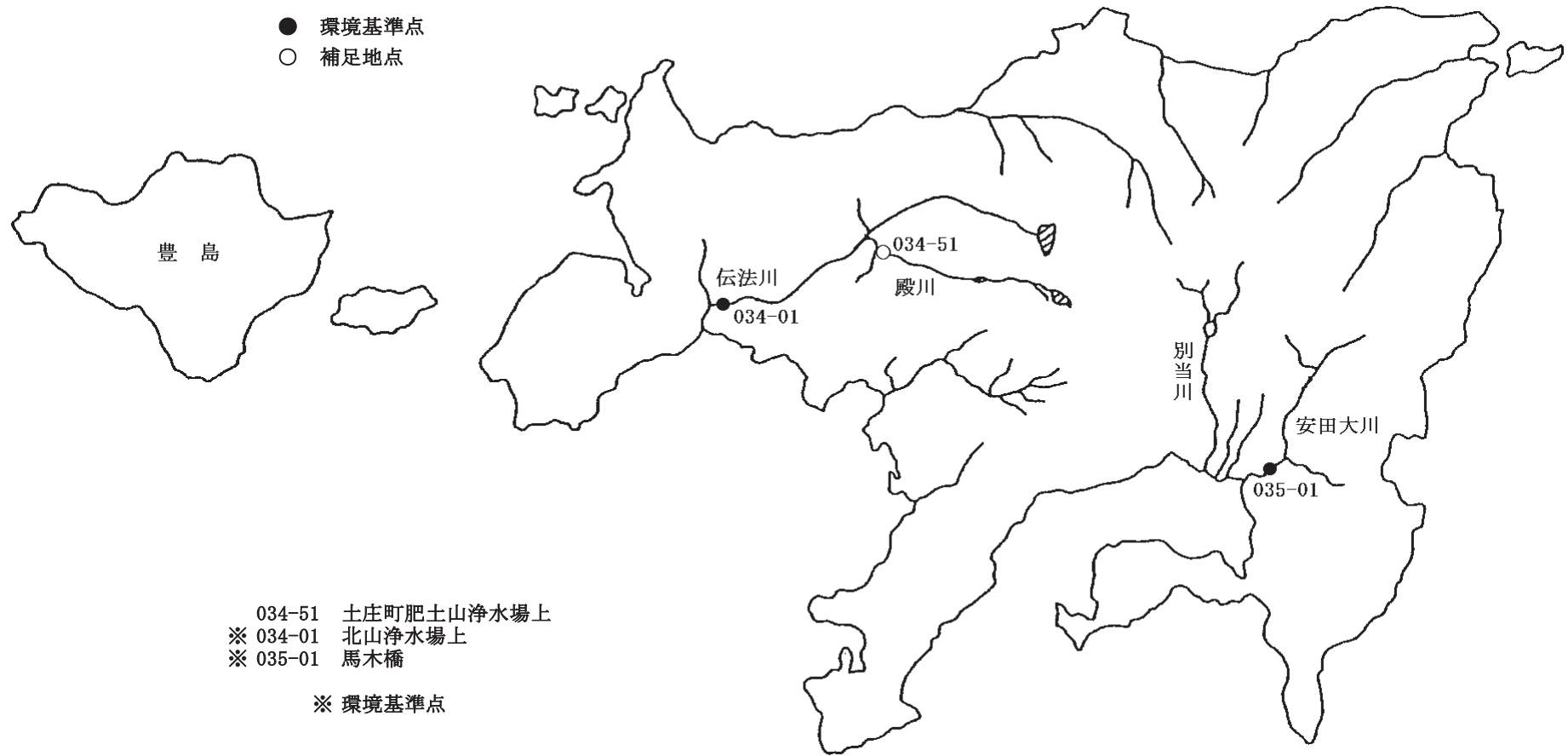
中讃地区河川水質測定地点図



西讃地区河川水質測定地点図

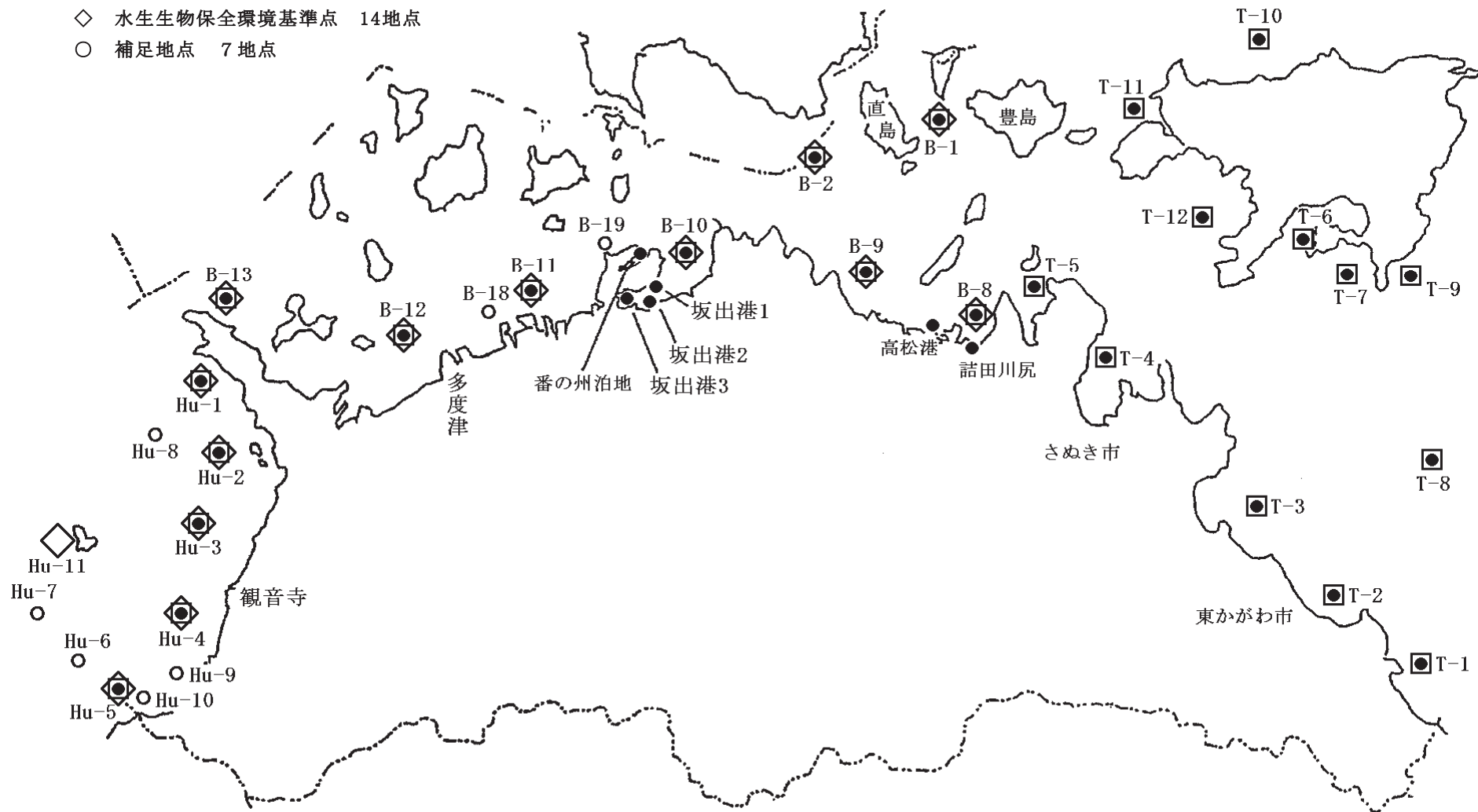


小豆地区河川水質測定地点図

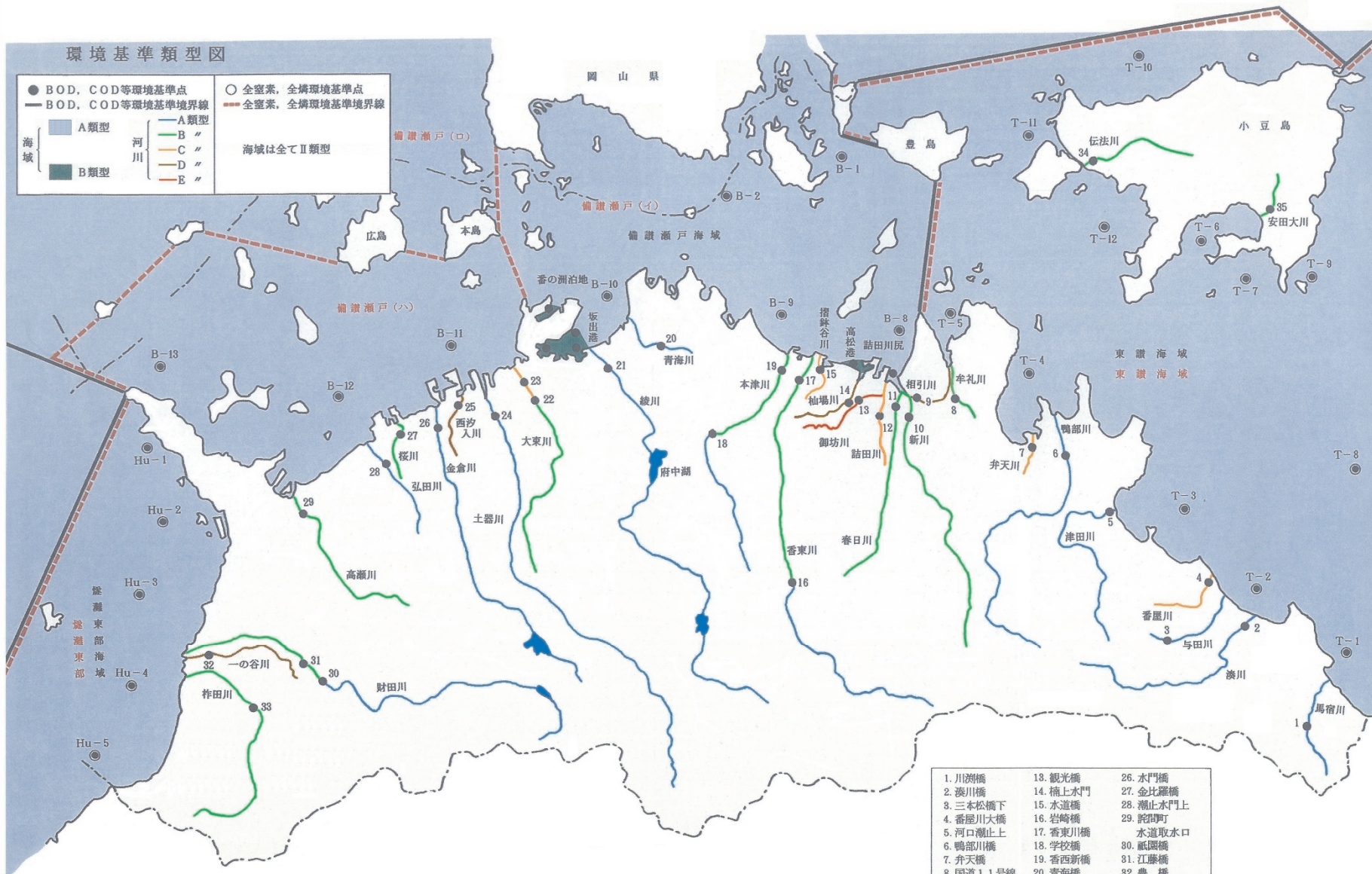
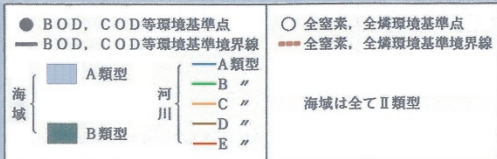


海域環境基準点、補足地点水質測定地点図

- COD等環境基準点 31地点
- 全窒素・全燐環境基準点 25地点
- ◇ 水生生物保全環境基準点 14地点
- 補足地点 7地点

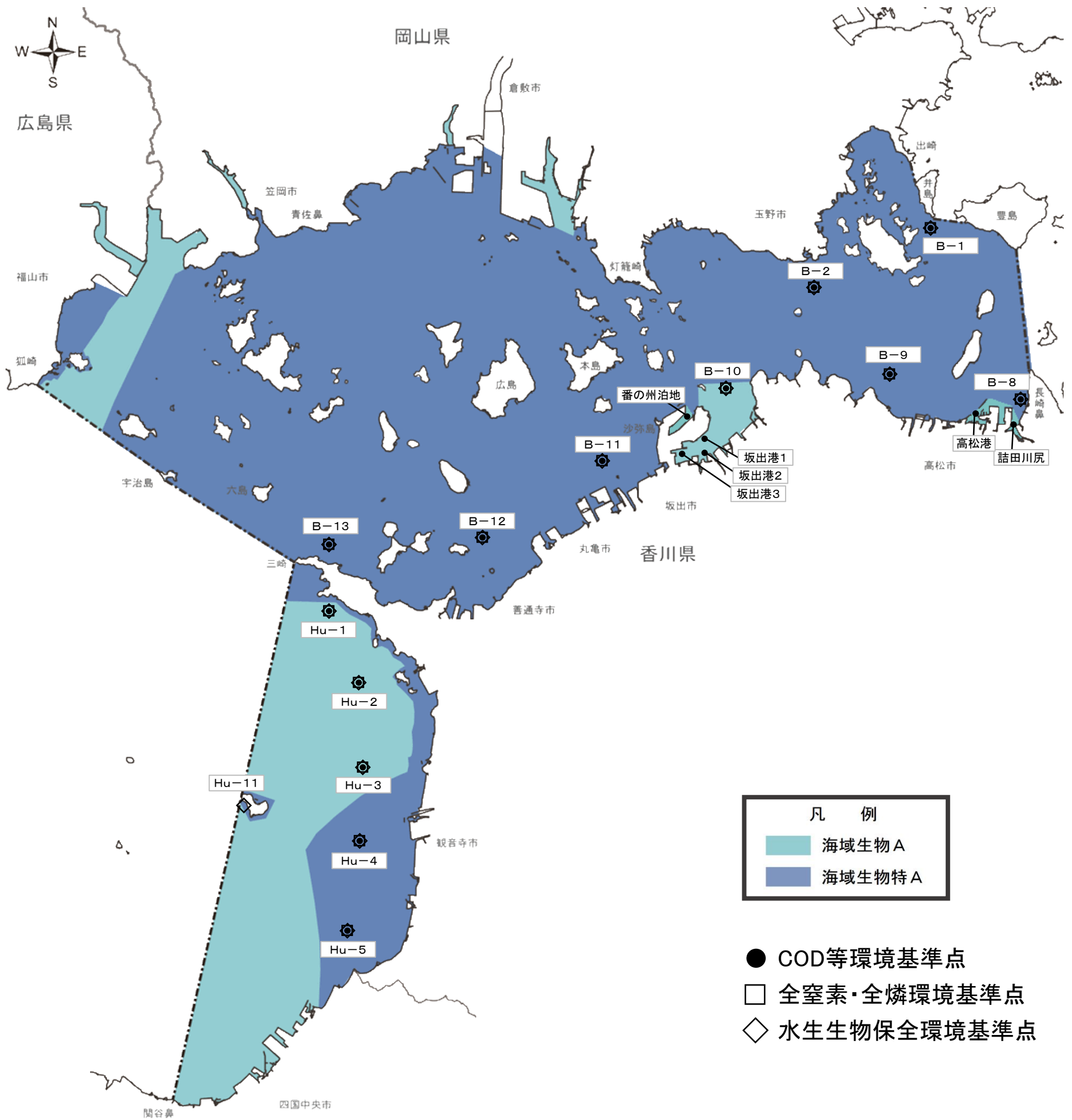


環境基準類型図



- | | | |
|-----------|----------|------------|
| 1. 川渡橋 | 13. 観光橋 | 26. 水門橋 |
| 2. 湊川橋 | 14. 楠上水門 | 27. 金比羅橋 |
| 3. 三本松橋下 | 15. 水道橋 | 28. 潮止水門上 |
| 4. 番屋川大橋 | 16. 岩崎橋 | 29. 詫間町 |
| 5. 河口潮止上 | 17. 香東川橋 | 30. 水道取水口 |
| 6. 鴨部川橋 | 18. 学校橋 | 31. 祇園橋 |
| 7. 弁天橋 | 19. 香西新橋 | 32. 江藤橋 |
| 8. 国道11号線 | 20. 青海橋 | 33. 豊橋 |
| 交差点 | 21. 雲井橋 | 34. 落合橋 |
| 9. 大橋 | 22. 富士見橋 | 35. 北山浄水場上 |
| 10. 新川橋 | 23. 新町橋 | 35. 馬木橋 |
| 11. 春日川橋 | 24. 丸亀橋 | |
| 12. 木太大橋 | 25. 塩屋橋 | |

備讃瀬戸・燧灘東部の水生生物保全環境基準類型指定図



注) 港内・漁港内であるため特別域から除外される区域については図示していない。

2. 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

改正 昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・昭60環庁告29・昭61環庁告1・平3環庁告78・平5環庁告16・平5環庁告65・平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平12環庁告22・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告84・平24環省告127・平25環省告30・平26環省告39・平26環省告126・平28環省告37・平31環省告46・令3環省告62・令5環省告6

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第2条第3項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

（昭57環庁告140・平7環庁告17・一部改正）

第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

（昭49環庁告63・昭61環庁告1・平10環庁告15・平12環庁告22・一部改正）

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

(1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適切と考えられる方法によるものとする。

(2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。

(3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。

(1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

(1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

(平5環庁告16・全改、平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告84・平26環省告39・平26環省告126・平31環省告46・令3環省告62・令5環省告6・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。) 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2 (規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く) に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) <ol style="list-style-type: none"> 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120% であることを確認すること。 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2 に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 (規格 34 の備考 1 を除く。) 若しくは 34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる

		試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10 g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格 34.1c) (注 (2) 第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

(昭49環庁告63・昭50環庁告3・昭57環庁告41・昭57環庁告140・昭60環庁告29・平3環庁告78・平5環庁告65・平7環庁告17・平10環庁告15・平11環庁告14・平15環省告123・平20環省告40・平21環省告78・平23環省告94・平24環省告127・平25環省告30・平26環省告39・平28環省告37・平31環省告46・一部改正・令3環省告62・令5環省告6・一部改正)

1 河川

(1) 河川 (湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	——	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	——	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	——	

測定方法	規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	
------	--	--------------	-------------	---	--------------	--

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 6 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 - 4 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X
備 考					
1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	——	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	——	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用いる 水質自動 監視測定装 置によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる 方法	規格17に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 若しくは光 学式センサ を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	付表10に 掲げる方法	

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
III	水道3級（特殊なもの） 及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
IV	水産2種及び V の欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6（規格 45 の備考3を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	規格 46.3（規格 46 の備考9を除く。2イにおいて同じ。）に定める方法	X
備考				
<ul style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。 				

- (注)
- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 - 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 - 3 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノ ニ ル フェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測 定 方 法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値		該当水域
		底層溶存酸素量		
生 物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生 物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上		
生 物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上		
測 定 方 法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法		X
備 考				
1 基準値は、日間平均値とする。				
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (p H)	化 学 的 酸素要求量 (C O D)	溶存酸素量 (D O)	大 腸 菌 数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されな いこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格17に定 める方法 (ただし、 B類型の工 業用水及び 水産2級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性 法)	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 若しくは光 学式センサ を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	付表10に掲 げる方法	付表14に掲 げる方法	
備 考							
<p>1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2mmol/L) 10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液 (4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の滴定値 (mL)</p> <p>(b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL)</p> <p>f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10mmol/L) の力価。</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により水域 類型ごとに指定する 水域
II	水産 1 種 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	X
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

2 水産 1 種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第 1 の 2 の (2)により水域 類型ごとに指定する 水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は 付表 13 に掲げる方法	X
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

県内公共用水域環境基準の類型指定状況

(1) 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

①河川

東讃地区河川

水 域	範 囲	該当 類型	達成 期間	基準地点	指定年月日	最終改正年月日	備 考
馬 宿 川	全 域	A	イ	川 湊 橋	S50. 4. 11(県告示)	—	※
湊 川	全 域	A	イ	湊 川 橋	〃	—	
与 田 川	全 域	A	イ	三本松橋下	〃	—	※※
番 屋 川	全 域	C	イ	番屋川大橋	〃	—	※
津 田 川	全 域	A	ロ	河口潮止上	〃	—	
弁 天 川	全 域	C	イ	弁 天 橋	〃	—	
鴨 部 川	全 域	A	ロ	鴨 部 川 橋	S49. 4. 10(県告示)	—	※

高松地区河川

牟 礼 川	全 域	B	ロ	国道 11 号線 交 差 点	S49. 4. 10(県告示)	—	※※
春 日 川	全 域	B	ロ	春 日 川 橋	〃	—	※※※
新 川	全 域	B	ロ	新 川 橋	〃	—	※※※
相 引 川	全 域	D	イ	大 橋	〃	H27. 3. 31(県告示) (H27. 4. 1 施行)	※※※※
詰 田 川	木太大橋より 上 流	C	イ	木 太 大 橋	S45. 9. 1(閣議決定)	R5. 3. 31(県告示) (R5. 4. 1 施行)	※※※
御 坊 川	全 域	E	ロ	観 光 橋	〃	〃	
杣 場 川	全 域	D	イ	楠 上 水 門	〃	H26. 4. 1(県告示)	
摺鉢谷川	全 域	C	イ	水 道 橋	〃	H31. 3. 29(県告示) (H31. 4. 1 施行)	
香東川上流	岩崎橋より 上 流	A	イ	岩 崎 橋	〃	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	
香東川下流	岩崎橋より 下 流	B	イ	香 東 川 橋	〃	〃	
本津川上流	学校橋より 上 流	A	イ	学 校 橋	〃	〃	※※※
本津川下流	学校橋より 下 流	B	イ	香 西 新 橋	〃	〃	※※※

中讃地区河川

青 海 川	全 域	A	イ	青 海 橋	S46. 12. 16(県告示)	—	
綾 川	全 域	A	イ	雲 井 橋	〃	—	
大東川上流	富士見橋より 上 流	B	ロ	富 士 見 橋	〃	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	※※※
大東川下流	富士見橋より 下 流	C	イ	新 町 橋	〃	〃	※※
土 器 川	全 域	A	イ	丸 亀 橋	〃	—	
西 汐 入 川	全 域	D	イ	塩 屋 橋	〃	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	
金 倉 川	全 域	A	イ	水 門 橋	〃	—	
桜 川	全 域	B	ロ	金 比 羅 橋	〃	—	※※※
弘 田 川	全 域	A	イ	潮 止 水 門 上	〃	—	

西讃地区河川

高瀬川	全域	B	ロ	詫間町水道取水口	S49. 4. 10(県告示)	—	
財田川上流	祇園橋より上流	A	イ	祇園橋	S45. 9. 1(閣議決定)	H25. 3. 29(県告示) (H25. 4. 1 施行)	
財田川下流	祇園橋より下流	B	イ	江藤橋	〃	〃	
一の谷川	全域	D	イ	豊橋	S50. 4. 11(県告示)	〃	※※ ※※※
柞田川	全域	B	ロ	落合橋	〃	—	※※※

小豆地区河川

伝法川	殿川合流点から下流(殿川を含む)	B	イ	北山浄水場上	S51. 4. 5(県告示)	—	
安田大川	全域	B	イ	馬木橋	〃	—	

※……………旧名称 (昭和 56 年度名称変更) ※※……………旧基準点 (昭和 56 年度地点変更)
 ※※※……………旧名称 (昭和 62 年度名称変更) ※※※※……………旧名称 (平成 25 年度名称変更)

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 ○「イ」は、直ちに達成
 ○「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

②湖沼 該当なし

③海域

水域	該当類型	達成期間	基準地点	補足地点	指定年月日	最終改正年月日	備考
東讃海域 (別記1の水域)	A	イ	12地点	—	S49. 12. 13(県告示)	—	東讃海域
番の州泊地 (別記2の水域)	B	イ	1地点	—	S49. 5. 13(環境庁告示)	—	備讃瀬戸
坂出港 (別記3の水域)	B	イ	3地点	—	〃	—	
高松港 (別記4の水域)	B	イ	1地点	—	〃	H14. 3. 29(環境省告示)	
詰田川尻 (別記5の水域)	A	ハ	1地点	—	〃	—	
備讃瀬戸 (別記6の水域)	A	イ	8地点	2地点	〃	—	
燧灘東部 (別記7の水域)	A	ロ	5地点	5地点	〃	—	燧灘東部

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 ○「イ」は、直ちに達成
 ○「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
 ○「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

(別記)

- 1 高松市長崎鼻と土庄町豊島礼田崎を結ぶ線、同島ダーダガ鼻と直島町井島鞍掛鼻を結ぶ線、同島戸尻鼻と小豆島町藤崎と岡山県稲鼻を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と同町藤崎を結ぶ線、同町藤崎と同町藤崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と東かがわ市坂元一番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東讃海域）
- 2 坂出市番の州緑町1番地南東端と坂出市瀬居町字西浦1688番地の4号の北東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（番の州泊地）
- 3 坂出市番の州町13番地東端と綾川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（坂出港）
- 4 高松玉藻地区の玉藻防波堤西端と石油基地防波堤西端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域（高松港）
- 5 高松市朝日町5丁目549番地の南東部と屋島浜塩田北西端を結ぶ線、詰田川河口堰、新川と春日川の合流点の左岸と右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（詰田川尻）
- 6 玉野市出崎と香川県井島へらが崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、福山市狐崎と広島県宇治島西端を結ぶ線、同島南端と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって箕島町地先海域、番の州泊地、坂出港、高松港、詰田川尻並びに昭和45年9月1日閣議決定の水島港区、玉島港区、水島地先海域（甲）及び水島地先海域（乙）に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 7 香川県三崎から伊予三島関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって伊予三島港、三島・川之江地先海域（1）及び三島・川之江地先海域（2）に係る部分を除いたもの（燧灘東部）

(2) 公共用水域が該当する全窒素及び全磷に係る水質環境基準の水域類型の指定状況

水 域	該当類型	達成期間	基準地点	指定年月日	最終改正年月日	備 考
東 讃 海 域 (別記1の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成	12地点	H9.7.11(県告示)	H16.4.20(県告示)	東讃海域
備 讃 瀬 戸 (イ) (別記2の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成 する。	5地点	H9.4.28(環境庁告示)	H15.3.27(環境省告示)	備讃瀬戸
備 讃 瀬 戸 (ロ) (別記3の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成 する。	—	〃	〃	
備 讃 瀬 戸 (ハ) (別記4の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成 する。	3地点	〃	〃	
燧 灘 東 部 (別記5の水域)	海域Ⅱ	直ちに達成 する。	5地点	〃	〃	燧灘東部

(別記)

- 1 高松市長崎鼻と土庄町豊島礼田崎を結ぶ線、同島ダーダガ鼻と直島町井島鞍掛鼻を結ぶ線、同島戸尻鼻と小豆島町藤崎と岡山県稲鼻を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と同町藤崎を結ぶ線、同町藤崎と同町藤崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線上で同町藤崎から5キロメートルの地点を結ぶ線、同地点と東かがわ市坂元一番地を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（東讃海域）
- 2 玉野市出崎と香川県井島へらが崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸（イ））

- 3 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方 5,900mの地点（北緯 34 度 16 分 59 秒、東経 133 度 30 分 56 秒。以下「A点」という。）を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同等西端と福山市狐崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸(ロ)）
- 4 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(ハ)）
- 5 香川県三崎と伊予三島市関谷鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（燧灘東部）

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定状況

水 域	該当類型	達成期間	基準地点	指定年月日	最終改正年月日	備 考
備 讃 瀬 戸（全域） （別記 1 の水域） （(イ)及び(ロ)を除く）	海域生物 A	イ	1 地点	H27. 3. 31(環境省告示)	—	備讃瀬戸
備 讃 瀬 戸（イ） （別記 2 の水域）	海域生物 特A	イ	7 地点	〃	—	
備 讃 瀬 戸（ロ） （別記 3 の水域）	海域生物 特A	イ	—	〃	—	
燧 灘 東 部（全域） （別記 4 の水域） （(イ)及び(ロ)を除く）	海域生物 A	イ	3 地点	〃	—	燧灘東部
燧 灘 東 部（イ） （別記 5 の水域）	海域生物 特A	イ	2 地点	〃	—	
燧 灘 東 部（ロ） （別記 6 の水域）	海域生物 特A	イ	1 地点	〃	—	

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

○「イ」は、直ちに達成する。

(別 記)

- 1 玉野市出崎から香川県井島ヘラガ崎まで引いた線、同島鞍掛鼻から同県豊島ダーダガ鼻まで引いた線、同島礼田崎から高松市長崎鼻まで引いた線、福山市狐崎から同市宇治島西端まで引いた線、同島南端から香川県三崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸）
- 2 岡山県玉野市出崎と香川県井島ヘラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と同県高松市長崎鼻を結ぶ線、浦生漁港 5 号防波堤先端と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線、高松港（朝日・屋島）新川東防波堤先端、同港 G 地区 1 号防波堤北東角と同港外防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と高松港（玉藻）玉藻地区玉藻防波堤先端を結ぶ線、同港西浜 1 号防波堤先端と同港西浜 2 号防波堤先端を結ぶ線、高松漁港 9 号防波堤先端と同港 8 号防波堤先端を結ぶ線、高松港（弦打）貯木場東防波堤先端と同港貯木場北防波堤先端を結ぶ線、高松港（神在）神在港東防波堤先端と同港神在港西防波堤先端を結ぶ線、高松港（香西）香西港東防波堤先端と同港香西港西防波堤先端を結ぶ線、高松港（生島）岡組護岸西角と同港生島北防波堤先端を結ぶ線、同港小坂東防波堤先端と同港生島防波堤先端を結ぶ線、亀水漁港 1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線、木沢港関西物産棧橋先端と同港 1 号突堤先端を結ぶ線、乃生漁港 1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線、同県坂出市王越町乃生地先の陸地の地点（北緯 34 度 22 分 32 秒、東経 133 度 53 分 16 秒）と同地点から西方 3,510mの地点（北緯 34 度 22 分 29 秒、東経 133 度 50 分 58 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方 1,590mの地点（北緯 34 度 21 分 37 秒、東経 133 度 51 分 1 秒）を結ぶ線、西浦（瀬居島）漁港 2 号防波堤先端、同港 1 号防波堤先端と坂出港アジア共石東護岸北東角を結ぶ線、北浦漁港 1 号防波堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線、丸亀港富士見町 2 号護岸西端と同港蓬萊町防波堤先端を結ぶ線、同港蓬萊町 3 号護

岸西端と同港昭和町防波堤先端を結ぶ線、多度津港蛭子港2号防波堤先端と同港蛭子港1号防波堤先端を結ぶ線、同港常石造船北側護岸西端と同港西防波堤先端を結ぶ線、同港昭和石油油槽所護岸南西角と同港西港町西防波堤先端を結ぶ線、白方漁港第4防波堤先端と同港第3防波堤先端を結ぶ線、見立港(北)2号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、見立港(南)3号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、詫間港(詫間)水出A護岸北東角と同港高谷防波堤3号先端を結ぶ線、詫間港(高谷鼻)ゴマジリ地区1号防波堤先端と同港ゴマジリ地区2号防波堤先端を結ぶ線、詫間港(新浜)新浜防波堤先端と同港須田一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港須田防波堤先端を結ぶ線、船越港船越防波堤先端と同港船越2号防砂堤先端を結ぶ線、積漁港3号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、箱浦港竹生島防波堤先端と同港沖防波堤先端を結ぶ線、同県三豊市三崎と広島県宇治島南端を結ぶ線、同島西端と同地点から北西方4,890mの地点(北緯34度20分29秒、東経133度24分54秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方2,090mの地点(北緯34度21分31秒、東経133度25分21秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方9,820mの地点(北緯34度26分15秒、東経133度27分58秒)を結ぶ線、同地点と同地点から東方790mの岡山県笠岡市神島の陸地の地点(北緯34度26分28秒、東経133度28分25秒)を結ぶ線、笠岡港(神島外)西側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の同港中央部防波堤を結ぶ線、同防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、笠岡港(瀬溝)東側防波堤先端から西方に引いた線上の護岸を結ぶ線、正頭漁港新西側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、同港B防波堤先端と同港A防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港(三郎)三郎4号防波堤先端と同港三郎カーテン式防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港(西安倉)西側防波堤先端と同港早崎一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港早崎東防波堤先端を結ぶ線、同港西安倉西防波堤先端と同港西安倉一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港沖防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港中安倉防波堤先端を結ぶ線、寄島漁港(東安倉)東安倉防波堤先端と同港東安倉沖防波堤先端を結ぶ線、沙美漁港西南防波堤先端と同港西沖防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、小原漁港南防波堤先端と同港東側北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港西側北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港防砂堤先端を結ぶ線、水島港(玉島・水島・高島)玉島港八幡防波堤北端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同防波堤南端、同港玉島防波堤南端と同港玉島ハーバーランド南西護岸角を結ぶ線、同港玉島ハーバーランド南東護岸角と同港廃棄物処理護岸南西端を結ぶ線、同県倉敷市水島川崎通の陸地の地点(北緯34度28分13秒、東経133度44分36秒)と同地点から南東方1,410mの地点(北緯34度27分52秒、東経133度45分25秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北方500mの地点(北緯34度28分8秒、東経133度45分28秒)を結ぶ線、通生漁港第1防波堤先端と同港離岸堤北端を結ぶ線、同離岸堤南端と同港導流堤先端を結ぶ線、水島港(高室)北側防波堤先端と同港中央部防波堤折角を結ぶ線、同防波堤先端、同港南側地区の西側防波堤先端と同港高室突堤先端を結ぶ線、水島港(大室)北側防波堤先端と同港中央部防波堤折角を結ぶ線、同防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、下津井港西側防波堤先端と同港東側防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線、下津井漁港下津井西防波堤先端と同港下津井一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港下津井第1防波堤先端を結ぶ線、同港吹上第1防波堤先端と同港田の浦西防波堤Ⅱ西端を結ぶ線、同港西側田の浦一文字防波堤東端、同港田の浦第3防波堤先端、同港東側田の浦一文字防波堤東端、同港田の浦第2防波堤先端と同港田の浦第1防波堤先端を結ぶ線、大島漁港南側防波堤先端と同港北一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側一文字防波堤先端を結ぶ線、児島港(味野)元浜埠頭護岸北角と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港味野埠頭護岸南角を結ぶ線、同護岸北角と同港味野地区(一)5.5岸壁南角を結ぶ線、同岸壁北角と児島港(萱刈)北側防波堤先端を結ぶ線、児島港(和井田)西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港(琴浦海岸)西側防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端から引いた延長線上の同港下村A号護岸を結ぶ線、児島港(琴浦)西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港(田の口)西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、児島港(唐琴)西側防波堤先端と同港東側棧橋先端を結ぶ線、渋川港1号防波堤先端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線、宇野港(日比)西4号防波堤先端と同港東6号防波堤先端を結ぶ線、宇野港(玉)玉西防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港瀬越防波堤先端を結ぶ線、宇野港(宇野)ナキング鼻と同港防波堤先端を結ぶ線、宇野港(日ノ出)日ノ出3号防波堤北角、同港中央部岬、同港日ノ出2号防波堤先端と同港長崎を結ぶ線、宇野港(田井)南側護岸角と同港田井3号防波堤先端を結ぶ線、同港田井2号防波堤先端、同港田井第1号防波堤東端と同港童崎南側岬を結ぶ線、野々浜港1号防波堤先端と同港3号防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、大藪港4号護岸角と同港南側防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港東側防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側防波堤先端を結ぶ線、後閑港1号護岸角と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、香川県屏風島北端と同県喜兵衛島北西端を結ぶ線、屏風港1号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同県直島獅子渡ノ鼻と同県寺島早崎を結ぶ線、同島東先端と直島重石ノ鼻を結ぶ線及び陸岸、宮浦港北防波堤先端と同港沖2号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港串山ノ鼻を結ぶ線及び陸岸、直島港石場1号護岸角と同港石場防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港石場1号物揚場先端を結ぶ線及び陸岸、同港北防波堤先端、同港一文字防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、積浦漁港ベザイ天と同港北沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港沖防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端から引いた延長線上の陸岸を結ぶ線及び陸岸、男木港一文字防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、男木漁港2号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、西浦(女木島)漁港5号防波堤先端、同港6号防波堤先端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、女木港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港鬼ヶ島防波堤先端と同港鬼ヶ島防波堤(2)西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港鬼ヶ島防波堤(3)先端を結ぶ線及び陸岸、松島港松島第1号防波堤先端と同港松島第2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、櫃

石漁港（北）1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、櫃石漁港（南）3号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、岩黒漁港1号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、与島港塩浜2号防波堤先端と同港与島東2号岸壁西端を結ぶ線及び陸岸、同港大津北防波堤先端と同港大津南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港浦城第2号防波堤先端と同港浦城第3号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、同港穴部東防波堤先端と同港穴部南防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、笠島漁港E防波堤先端と同港D防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港C防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（甲生）9号防波堤先端と同港7号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（泊）7号防波堤先端と同港6号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本島港（小阪）10号防波堤先端、同港12号防波堤先端と同港34号護岸東角を結ぶ線及び陸岸、生ノ浜港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、尻浜港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、福田（本島）漁港3号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、里浦港1号物揚場先端と同港4号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、小浦港1号防波堤先端と同港1号堤防東端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（立石）12号防波堤先端と同港11号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（江の浦）9号防波堤先端と同港8号防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港7号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、江の浦港（釜の越）3号防波堤先端、同港1号防波堤先端と同港13号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、甲路漁港1号防波堤先端と同港東側護岸西角を結ぶ線及び陸岸、青木港（青木）1号防波堤先端と同港8号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港12号護岸北端を結ぶ線及び陸岸、青木港（市井）10号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、茂浦漁港4号防波堤先端と同港離岸堤西端を結ぶ線、同離岸堤東端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線及び陸岸、手島港1号防波堤先端と同港3号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、小手島漁港1号防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、同港3号防波堤先端、同港4号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、高見港（浦）10号防波堤先端と同港8号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港9号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、高見港（浜）3号防波堤先端と同港5号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、佐柳港（長崎）1号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、佐柳港（本浦）5号防波堤先端と同港9号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、本村漁港2号防波堤先端と同港3号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、志々島港宮ノ浦東防波堤先端と同港宮ノ浦沖防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、上新田漁港4号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、粟島港（馬越）馬城2号防砂堤先端と同港馬城1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、粟島港（粟島）粟島1号防波堤先端と同港粟島5号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、真鍋島漁港（岩坪）G防波堤先端と同港K防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港H防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、真鍋島漁港（本浦）A防波堤先端と同港J防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、湛江漁港A防波堤先端と同港C防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港B防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、前浦港南側防波堤先端と同港一文字防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港北側防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の護岸を結ぶ線及び陸岸、小飛島港北側防波堤先端と同港南側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大飛島港（尻替）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大浦港（東側）西側防波堤先端と同港一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港南側護岸東角を結ぶ線及び陸岸、大飛島港（沖浦）南側防波堤先端と同港一文字防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、大浦港（西側）東側防波堤先端と同港一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、走漁港（本浦）本浦新西防波堤先端と同港本浦西防波堤先端を結ぶ線、同地点から引いた延長線上の同港東防波堤を結ぶ線及び陸岸、走漁港（唐船）唐船西防波堤先端と同港2号新防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、走漁港（浦友）浦友東防波堤先端と同港浦友一文字防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港浦友新防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、北木島港（楠）東側防波堤先端と同港一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、北木島港（大浦）西側防波堤先端と同港東側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、丸岩港東側防波堤先端と同港東側一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側一文字防波堤東端を結ぶ線、同防波堤西端と同港西側防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、金風呂漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、豊浦港3号防波堤先端と同港4号防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端と同港15号-1号護岸南西角を結ぶ線及び陸岸、白石島漁港(C)②防波堤先端と同港①防波堤先端を結ぶ線及び陸岸、白石島漁港(B)E防波堤先端と同港D防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに高島漁港（黒土）えんろく鼻と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（備讃瀬戸(イ)）

3 広島県福山市箕沖地先の陸地の地点（北緯34度25分26秒、東経133度25分52秒）と同地点から南西方8,590mの地点（北緯34度22分3秒、東経133度22分6秒）を結ぶ水深5mの等深線、同地点と市狐崎を結ぶ線、平漁港中防波堤東端と福山港（鞆）鞆一文字防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港道越防波堤先端を結ぶ線、福山港（原）原2号防波堤先端と同港原北防波堤南端を結ぶ線、同防波堤北端から引いた延長線上の同港みゆき護岸を結ぶ線、田尻漁港灘防波堤先端と同港沖新涯防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸(ロ)）

4 香川県三壠から四国中央市関谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域（燧灘東部）

5 生里漁港4号防波堤先端と同港1号防砂堤先端を結ぶ線、肥地木漁港北防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、大浜漁港1号防波堤先端と同港A防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港7号防砂堤先端を結ぶ線、家の浦漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、仁尾港金坂地区2号防波堤先端と同港金坂地区1号防波堤先端を結ぶ線、同港仁尾地区2号護岸南角と同港江尻地区1号防波堤先端を結ぶ線、曾保漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、室本港8号防波堤先端と同港7

号防波堤先端を結ぶ線、観音寺港北第1防波堤先端と同港一文字防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港南第1防波堤先端を結ぶ線、花稻漁港4号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、豊浜港防波堤先端と同港姫浜1号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港姫浜地区1号離岸堤北端を結ぶ線、同離岸堤南端と同港姫浜地区2号離岸堤北端を結ぶ線、同離岸堤南端と同港姫浜地区3号離岸堤北端を結ぶ線、同離岸堤南端と同港導流堤先端を結ぶ線、箕浦漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、二名漁港東側防波堤先端と同港西側防波堤先端を結ぶ線、愛媛県四国中央市川之江町余木地先の陸地の地点（北緯34度1分20秒、東経133度34分38秒）と同地点から北方4,000mの地点（北緯34度3分30秒、東経133度34分37秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方5,540mの地点（北緯34度6分27秒、東経133度34分1秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方1,100mの地点（北緯34度6分58秒、東経133度34分24秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方3,300mの地点（北緯34度8分9秒、東経133度36分2秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方920mの地点（北緯34度8分27秒、東経133度36分29秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方2,230mの地点（北緯34度9分2秒、東経133度37分49秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北西方10,890mの地点（北緯34度14分23秒、東経133度34分57秒）を結ぶ水深10mの等深線、同地点と同地点から西方2,850mの地点（北緯34度14分23秒、東経133度33分4秒）を結ぶ線、同地点と香川県三豊市三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（燈灘東部(イ)）

6 香川県伊吹島地先の陸地の地点（北緯34度8分14秒、東経133度31分34秒）と同地点から北方280mの地点（北緯34度8分23秒、東経133度31分36秒）を結ぶ線、同地点と同地点から東方1,890mの地点（北緯34度7分59秒、東経133度32分44秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方1,050mの地点（北緯34度7分29秒、東経133度32分26秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西方1,110mの地点（北緯34度7分24秒、東経133度31分44秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北西方1,040mの地点（北緯34度7分56秒、東経133度31分30秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方1,290mの同島地先の陸地の地点（北緯34度8分3秒、東経133度31分31秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、伊吹漁港（北浦）北浦西防波堤先端と同港北浦東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸並びに伊吹漁港（真浦）東2号防波堤南西角と同港第1号防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（燈灘東部(ロ)）